

自立相談支援事業における令和6年度の実績報告及び令和7年度の進捗状況

項目	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和6年度の実績	令和7年度の実績
周知・啓発	・市民、関係機関向け総合相談窓口の周知を行う。地区福祉委員会、地区福祉委員会正副代表者会などで生活困窮者自立相談支援事業についての周知啓発に取り組む。 ・生活困窮者支援に関する各事業をまとめた機関誌を作成し、周知を行う。 ・総務部債権管理課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封し生活再建の相談窓口の周知を行う。 ・気づきのポイントチェックシートや総合相談窓口案内チラシを配布し、地域住民や関係機関から相談につながりやすいよう周知する。 ・近隣の高校・大学へ訪問し、卒業生とその家族への相談窓口の周知を行う。 ・生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用世帯を主な対象に生活相談会を企画する。	・YOAKE通信を発行し、市民向けに配布した。 ・地区福祉委員会正副代表者会において総合相談窓口の周知に取り組む。 ・総務部債権管理課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封し生活再建の相談窓口の周知を行った。	・社協だよりで毎回、窓口周知を行う。 ・地区正副代表者会など会議体での周知に取り組む。 ・総務部債権管理課へ依頼し、催告書送付時に案内チラシを同封いただく。 ・YOAKE通信の発行を継続する。	・社協だよりで総合相談窓口の周知を行った。 ・総務部債権管理課へ依頼し、催告書送付時に案内チラシを同封いただいた。 ・YOAKE通信を発行した。
家計相談	・家計改善支援事業と協働し、家計収支表の作成等の家計支援や就労支援を提案する。また、自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援を提案する。 ・「貸付を利用したい」、「生活費が足りない」などの高齢者からの相談が増加している。家計収支表の作成等の家計支援を提案するとともに、保健センターや高齢者生活支援センターと連携し、健康面のフォロー、受診勧奨も行う。 ・福祉を高める運動などで民生委員児童委員へ働きかけ、同行支援や訪問相談対応などを積極的に行う。 ・地区福祉委員会と相談窓口の周知を行い、生活に悩みを抱える方に対し、相談窓口の周知をする。 ・世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増えている。関係機関と協力して世帯支援を実施する。	・65歳以上の高齢者からの相談の場合、高齢者生活支援センターと連携し支援することとし、高齢者生活支援センターと話し合った。 ・福祉を高める運動で民生委員児童委員と連携し、対象者宅への同行訪問を行った。 ・貸し付けを希望する相談には積極的に家計改善支援事業を案内した。	・総合相談に相談がある、お金にまつわる相談に関しては積極的に家計改善支援事業の提案をする。 ・住居確保給付金（家賃補助）に関し、対象となりえる相談者に積極的に提案する。 ・福祉を高める運動で民生委員児童委員と連携し、対象者宅への同行訪問を行う。 ・次に収入までの食料に不足する相談者には、フードバンクやフードドライブを活用し対応するとともに、お金の使い方の相談支援をする。 ・生活福祉資金コロナ特例貸付利用者宅へ個別訪問し、現状の生活状況の把握をする。また必要に応じて相談支援対応する。	・住居確保給付金（家賃補助）の対象となりえそうな方へ周知するも、申請には至っていない。 ・福祉を高める運動で検討し、民生委員児童委員と対象者宅へ同行訪問し、赤い羽根共同募金配分金をお届けするとともに生活状況の把握をした。 ・経済的に困窮し食料がない世帯への支援を、フードバンク関西の協力やフードドライブ事業を活用し行った。
地域での居場所・役割	・ひきこもり・不登校講演会、相談会を企画開催する。 ・ひきこもり地域支援センターと協働で出張居場所を開催する。 ・自立相談支援事業を中心に、社会的孤立の方への支援として、就労準備支援、日常生活自立支援、就労支援、家計改善支援を一体的に提供できるような仕組みを検討する。 ・就労準備支援事業と協働で、協力企業・事業所の開拓に取り組む。 ・ひだまりの会を継続的に開催し、親の会として情報共有や勉強会などに取り組む。若者相談センターアサガオと協力できる体制をつくる。 ・地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携し、新たな居場所づくりや既存の居場所事業の情報収集を行い、相談者に提供する。	・ひきこもり・不登校講演会、相談会を開催した。 ・居場所PTによる「ゆるカフェ」に参画した。 ・ひだまりの会を継続して開催した。 ・若者相談センターアサガオと連携し、相談対応した。	・ひきこもり・不登校の家族セミナーを開催する。 ・就労準備支援事業や社会参加推進事業との連携により、就労体験先の開拓などを行う。	・ひきこもり・不登校の家族セミナーの企画を行った。
就労支援	・ハローワーク西宮との連携によりアセスメントを共有し、本人支援に取り組む。 ・障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあると思われる。障がい受容がなくてもスモールステップで就労支援を提供する。 ・コープこうべの協力により、保健福祉センターにおいて、「めーむひろば」を就労体験の場として引き続き毎週実施します。 ・所持金が極端に少ないケースの場合、生活保護利用に結び付かない人もいるため、就労支援を一体的に実施するなど、生活援護課と制度活用の在り方を検討する必要がある。	・ハローワーク西宮と支援調整会議において、支援方針について共有した。また、本人がハローワーク西宮に始めていく場合、相談員が同行し顔合わせを行った。 ・めーむひろばは就労体験を継続して実施。また、保健福祉センターを利用しているボランティアグループに事業内容を周知し、利用者を増やした。	・対象者には障がいの疑いがある人も多く、阪神南障がい者就業・生活支援センターとも連携し、就労アセスメントを行う。 ・ハローワーク西宮と積極的に連携し、対象者の就労意欲喚起、求職活動支援を行う。 ・コープこうべとの連携のもと、めーむひろばは就労体験を継続して実施する。	・ハローワーク西宮と積極的に情報交換するとともに、支援調整会議において協議した。 ・対象者には障がいの疑いがある人も多く、阪神南障がい者就業・生活支援センターとも連携し障がい者就労に関する助言をもらった。 ・コープこうべと連携し、めーむひろばを継続実施した。
他機関連携と多分野横断課題への取り組み	・引き続き重層的支援体制整備事業の一環として、総合相談連絡会をリノベーションする。多機関協働支援会議を開催し、「寂しい」ケースを取り扱うことで仕組みづくりを進める。 ・包括的相談体制の構築のため、専門職向けの重層的支援体制整備事業研修会を開催する。また総合相談連絡会など専門職が集まる会議で、制度利用に至らないケースの支援について検討する。 ・多機関協働から参加支援を意識した支援展開をするため、問題は解決しているが継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースにおいては多機関でのチーム支援が必要であり、そのことを関係者間で共有する。	・総合相談連絡会において毎回、制度では対応できない社会参加支援を必要とするケースについて、共有、意見交換を行った。 ・3か月ごとに多機関協働支援会議を開催し、社会参加支援が必要な個別ケースについて協議した。 ・多機関協働支援会議（随時型）で個別ケースの検討を行った。 ・国際ソロプチミスト芦屋、ハナヤ勤兵衛、ボランティアと協力し、生活困窮者世帯の子どもに七五三お祝いを行った。	・総合相談連絡会において職員間の顔の見える関係づくりに力点を置いた会議運営を行う。 ・3か月ごとに多機関協働支援会議を開催し、社会参加支援が必要なケースについて意見交換するとともに、新たな支援の提供を検討する。	・毎月、総合相談連絡会を開催した。 ・6月、多機関協働支援会議を開催した。 ・多機関の協力が必要と思われる個別ケースについて多機関協働支援会議（随時型）で協議した。